年金資金の運用等について

厚生労働省年金局

1 積立金額の推移

(単位:億円)

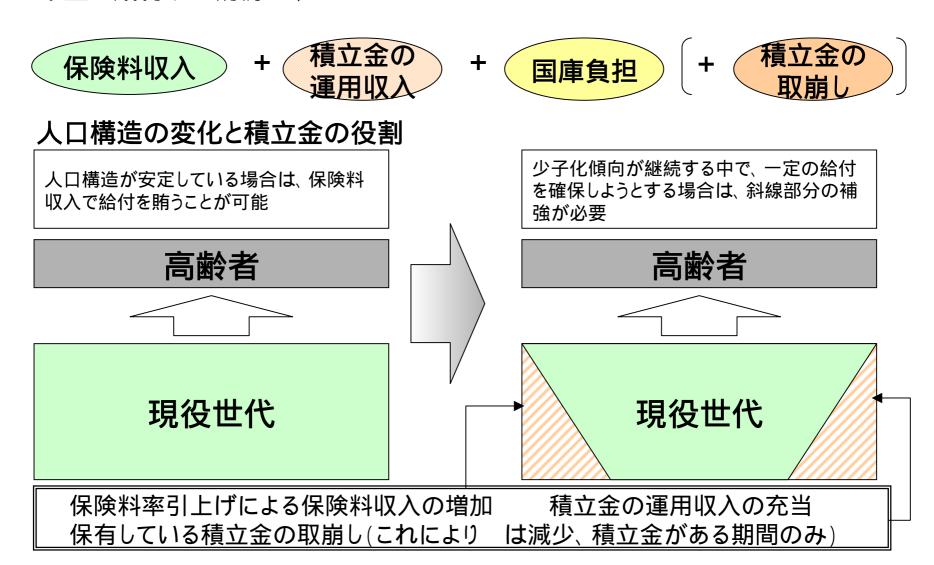
		積 立 金	
	厚生年金	国民年金	合 計
	(億円)	(億円)	(億円)
昭和36年度	5,659	305	5,964
4 0	14,415	1,946	16,361
4 5	44,202	7,271	51,473
5 0	122,869	19,221	142,090
5 5	279,838	26,387	306,225
6 0	507,828	25,939	533,767
平成2年度	768,605	36,317	804,922
3	839,970	43,572	883,542
4	911,340	51,275	962,615
5	978,705	58,468	1,037,173
6	1,045,318	63,712	1,109,030
7	1,118,111	69,516	1,187,628
8	1,184,579	78,493	1,263,072
9	1,257,560	84,683	1,342,243
1 0	1,308,446	89,619	1,398,065
1 1	1,347,988	94,617	1,442,605
1 2	1,368,804	98,208	1,467,012
1 3	1,373,934	99,490	1,473,424
1 4 (予算)	1,383,542	101,297	1,484,839

(注1)厚生年金の積立金は特別会計の積立金であり、厚生年金基金の代行部分は含まれていない。

(注2)平成13、14年度の積立金には年金資金運用基金への寄託分を含む。

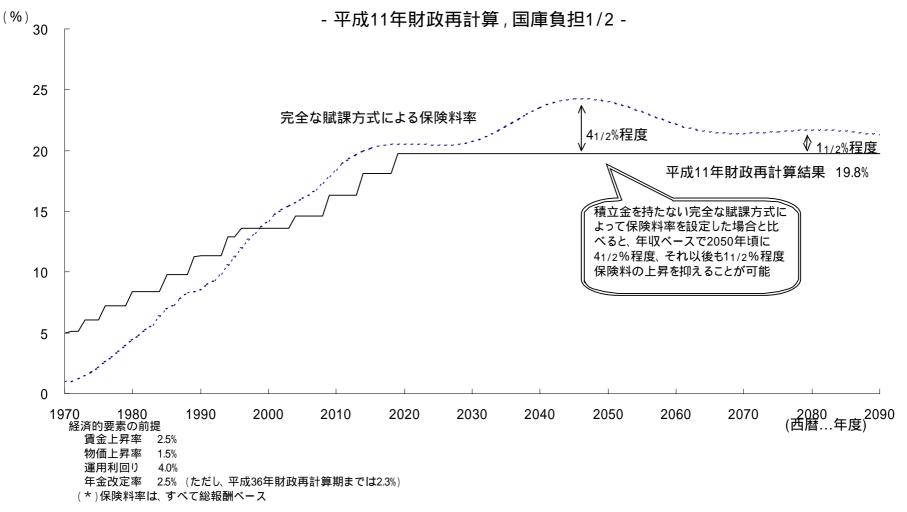
2 積立金の役割について

年金を給付する財源は、



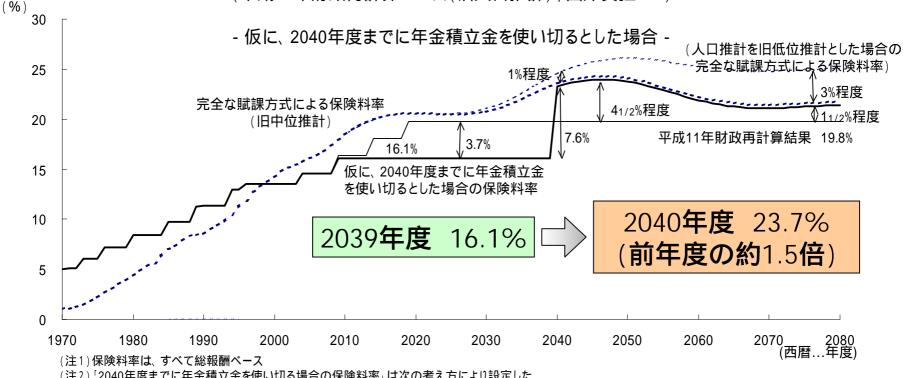
平成11年財政再計算による財政見通し 保険料を段階的に引き上げつつ()、 一定程度の積立金を保有し、運用収入を充当()することで、急激な保険料負担の 上昇を緩和

厚生年金の階段保険料率と完全な賦課方式による保険料率の比較



保有している積立金の取崩し 取り崩している間は保険料率の上昇を抑制できる が、取り崩して使い切った後は運用収入()を得られなくなり、保険料のみで給付を 賄うことのできる水準(賦課保険料水準)まで保険料の引上げ()が必要

年金積立金を使い切るとした場合の厚生年金の保険料率と完全な賦課方式による保険料率の比較 (平成11年財政再計算ベース(旧人口推計),国庫負担1/2)



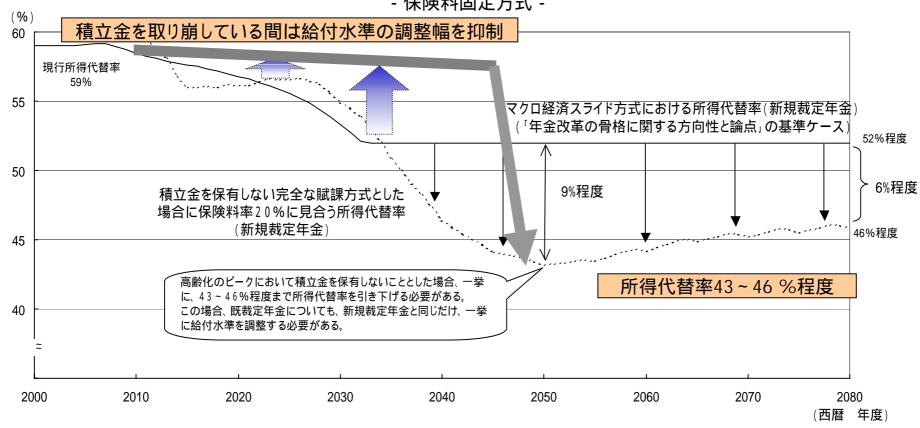
- (注2)「2040年度までに年金積立金を使い切る場合の保険料率」は次の考え方により設定した。
 - ・2040年度まで 2040年度に年金積立金を使い切る財政計画とした場合に必要となる保険料率まで段階的に引き上げたもの
 - ・2040年度以降 完全な賦課方式による保険料率

「年金改革の骨格に関する方向性と論点」の給付水準維持方式(基礎年金国庫負担割合1/2)の場 合、2050年以降の賦課保険料水準は25~27%(積立金を一定程度保有する財政計画であれば、 2030年度以降の保険料率は23.1%で一定)。

保険料固定方式の場合 積立金を使い切ったところで、固定した保険料率から得られる保険料収入に見合う分の給付しかできなくなる。

2050年時点の給付費(国庫負担分以外)は59.0兆円 2050年時点での 保険料率20%の場合の保険料収入49.0兆円 積立金運用収入10.9兆円 積立金がない場合、保険料収入の49.0兆円で賄える分まで給付水準を引き下げる必要

> マクロ経済スライド方式における所得代替率(積立金を保有)と 積立金を保有しない完全賦課方式とした場合の所得代替率の比較 - 保険料固定方式 -



諸外国の積立金の状況

<u>積立金をほとんど保有しない(</u>ドイツ)

- ・積立金の水準は給付費の1か月分程度(支払準備金程度の役割)
- ・少子高齢化の進行や経済変動で年金財政の収支が赤字となった場合には、直ちに財政均衡を図るための制度の見直しが必要(ドイツにおいては、度々、給付を抑制するとともに、国庫財源の追加投入等の措置が実施)
- 一定の積立金を保有(アメリカ、スウェーデン)
 - ・アメリカ 75年後において給付費の1年分の積立金を保有するために必要な保険料率を設定(現在給付費の3年分程度を保有)。

現在の保険料率(12.4%)では2045年に積立金の枯渇が見込まれており、この10年以上年金改正の議論が継続(長期的な検討)。

・スウェーデン 2000年時点で給付費の4年分程度の積立金を保有。標準的なケースで2~3 年分の積立金を保有する試算が示されている

> 新制度では、給付水準の自動調整が行われることとなっているが、積立金の保有 と運用収入の充当により、被保険者の継続的な減少などがあった場合でもすぐに 自動調整を行わなくともよいようになっている。

<u>保険料を急速に引き上げ、積立金を蓄積し、その運用収入で将来の保険料率の上昇を抑制</u> (カナダ)

- ・1997年に給付費の2年分の積立金であったものを保険料率を5.85%から9.9%まで急速に引き上げ、給付費の6年分程度まで積立金を積増し
- ・これにより、2030年には14.2%まで上昇すると見込まれていた保険料率を9.9%に抑制

3 年金積立金の運用方法

【新たな仕組み(平成13年度から)】

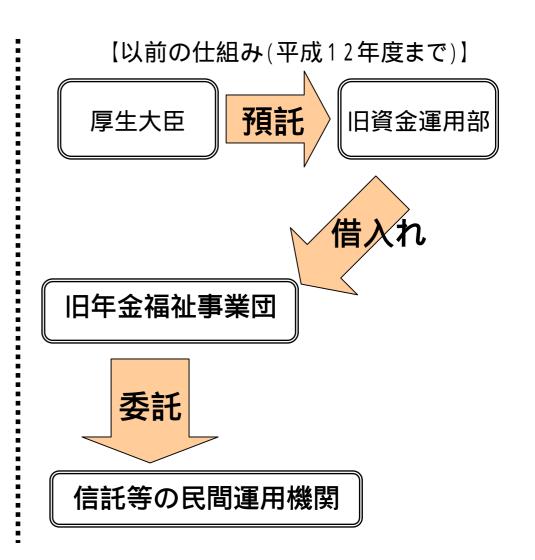
厚生労働大臣

寄託

年金資金運用基金

委託

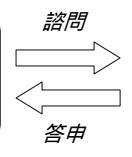
信託等の民間運用機関



4 運用方法の決定過程

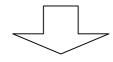
厚生労働大臣(方針の策定)

運用の基本方針、株や債券の資産構成の方針の決定



社会保障審議会 (年金資金運用分科会)

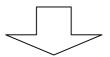
金融·経済·年金の専門家、 保険料拠出者の代表



年金積立金の寄託、指導監督

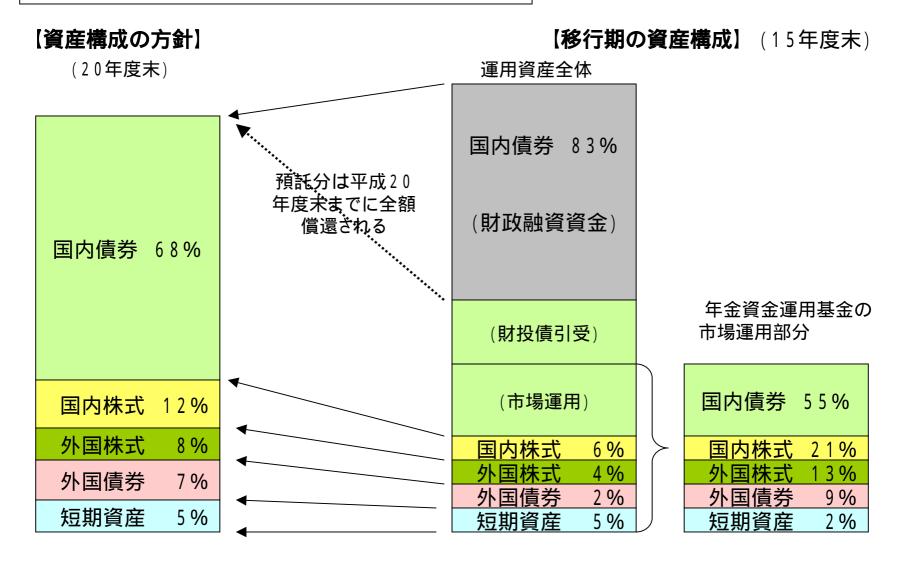
年金資金運用基金(管理運用業務の実施)

民間運用機関の選定・入れ替え、委託額の決定運用状況の把握、運用結果の評価



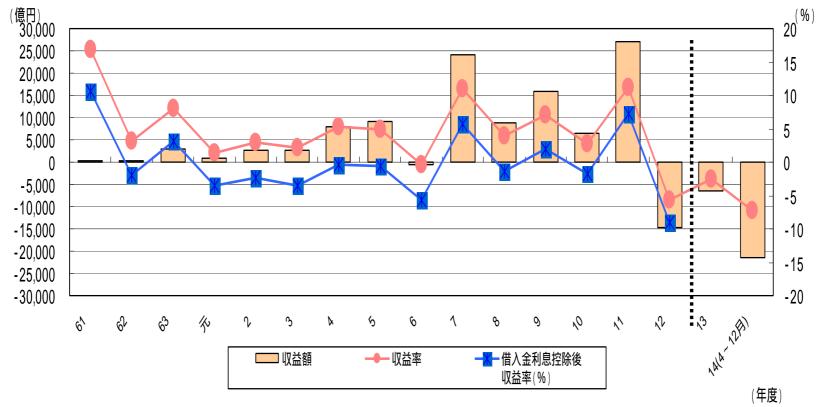
民間運用機関(信託、投資顧問)

5 資産構成方針に基づ〈運用



6 運用実績

年金資金運用基金及び旧年金福祉事業団の運用実績



これまでの収益率の平均(昭和61年度~平成12年度) <u>4.96%</u> (利息控除後 - 0.12%)

収益額累計 <u>9兆3400億円</u> 利払い累計 <u>11兆300億円</u>

累積利差損 1兆7000億円(平成12年度末)

(注)昭和61年度~平成12年度は旧年金福祉事業団の運用に係る値であり、平成13年度以降は年金資金運用基金の運用に係る値である。

積立金の預託利子収入の累計(昭和61年度~平成12年度) <u>74兆100億円</u>

年金積立金及び年金資金運用基金の運用実績(平成13年度)

年金積立金

年金資金運用基金の運用資産

(数値は100億円単位で表示)

財政融資資金への預託金 約 130 兆円 13 年度の預託金利子収入 約 4 兆 9 0 0 億円

年金積立金全体で見た場合の、平成13年度単年度の収益は、約2兆7800億円であり、収益率は、プラス1.94%。

これは、名目賃金上昇率(0.27%)との対比では、2.2% の収益率となるが、財政再計算の前提(厚生年金1.0%、国民 年金0.8%)を上回っており、年金財政に問題はない状況。

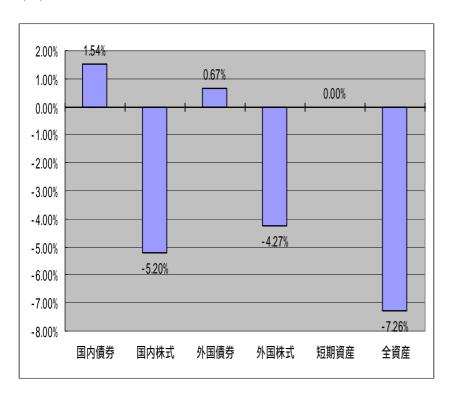
厚生労働大臣 旧年金福祉事業団の 承継資産 からの寄託金 13 年度 約 17 兆円 約23兆円 13 年度損失 1 兆 3 1 0 0 億円 旧年福から承継した累積利差損 1 兆 7000 億円 累積損失合計額 3 兆 100 億円

(参考)平成14年度第1~3四半期の年金資金運用基金の運用状況

2兆1500億円

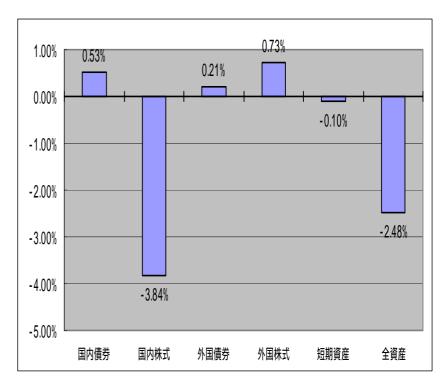
年金資金運用基金の運用実績の要因分析

(1)14年度第1~3四半期の各資産の収益率への寄与度 (2)13年度の各資産の収益率への寄与度



総合収益額 2兆1530億円(7.26%)

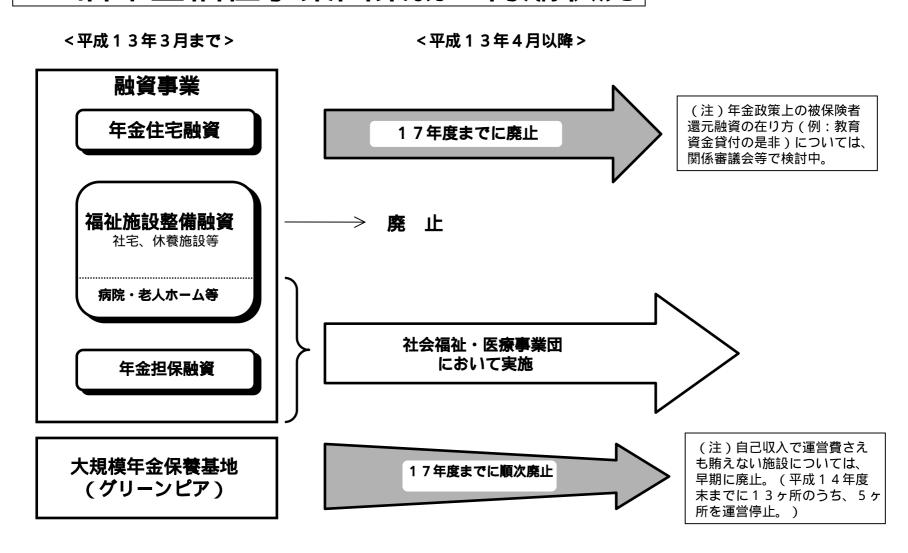
国内債券 4566億円 国内株式 1兆5430億円 外国債券 1983億円 外国株式 1兆2651億円 短期資産等 0億円



総合収益額 6564億円(2.48%)

国内債券 1397億円 国内株式 1兆 174億円 外国債券 545億円 外国株式 1931億円 短期資産等 263億円

7 旧年金福祉事業団業務の再編状況



年金資金運用基金で経過的に実施

8 年金資金運用基金の組織・業務の見直し

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)抜粋

各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

法人名	事業及び組織形態について講ずべき措置	
年金資金運用基金	事業について講ずべき措置	
	【年金資金管理運用業務】	
	次期財政再計算時(平成16年まで)に、年金資金運用の在り方について、安全かつ効率 的な運用を行うため、リスク運用の位置付けを含め検討し、決定する。その際、明確な運 用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・ チェック体制の充実強化 を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るよ うに努める。	
	【大規模年金保養基地(グリーンピア)】	
	平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。	
	【年金加入者住宅等融資業務】	
	住宅融資を民間に委ねる等の観点から、 <u>平成17年度までに廃止</u> する。年金政策上の被保 険者還元融資の在り方については、次期財政再計算時(平成16年まで)に検討し、決定 する。	
	組織形態について講ずべき措置	
	<u>次期財政再計算時(平成16年まで)に、年金資金運用方針に則して、廃止を含め組織の</u> <u>在り方を検討し、決定</u> する。	

社会保障審議会年金資金運用分科会で、昨年10月より株式投資の是非について議論を行い、3月に意見書を取りまとめた。

(参考)年金資金運用基金の概要

所在地 東京都千代田区霞ヶ関1-4-1 日土地ビル内

根拠法 年金資金運用基金法(平成12年法律第19号)

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成12年法律第20号)

設立年月日 平成13年4月1日

事業の目的 厚生労働大臣から寄託された年金資金を基本方針に沿って管理及び運用を行うとと

もに、その収益を国庫納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の

運営の安定に資する。

組織 < 役員> 理事長(任期4年)、理事(2人・任期2年)、監事(1人・任期2年)

<職員数>148人(平成15年度末定員)

事業の概要 厚生労働大臣から寄託を受けた年金資金の管理運用

年金福祉事業団から承継した運用資金の管理運用保養基地資産の譲渡及びそれまでの間の運営管理

年金住宅融資

教育資金貸付のあっせん

事業計画の概要(平成15年度予算)

・年金特別会計からの寄託額 19.5兆円(市場投入額 12.1兆円)

・年金住宅貸付の資金計画額 1,176億円

・年金特別会計からの交付金・出資金 607億円